

国の動き

年 月	ダイオキシン類対策の経緯
平成 2年12月	ごみ処理施設に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（旧ガイドライン）の策定
平成 9年 1月	新ガイドラインの策定 ・ごみの排出抑制、リサイクルの推進 ・燃焼管理等の徹底（燃焼温度850℃以上等） ・ごみ処理の広域化による全連続炉への転換 ・焼却灰の高度処理 ・定期的な（年1回以上）濃度測定
平成10年 6月	生活環境審議会廃棄物処理部会ダイオキシン対策技術専門委員会設置
平成11年 3月	ダイオキシン対策関係閣僚会議でダイオキシン対策推進基本指針を決定
平成11年 6月	生活環境審議会及び食品生成調査会並びに中央環境審議会の合同による検討の結果、T D I（耐用一日摂取量）を1日／体重1キログラム当たり4ピコグラムと発表
平成11年 7月	ダイオキシン類対策特別措置法が成立
平成12年 1月	ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成12年 9月	公害対策会議でダイオキシン類削減計画を策定